

【小規模宅地の特例】活用の留意点・最新版

～平成31年度税制改正の重要論点を含めて解説します～

日時 2019年 7月5日(金)

受講料 25,000円(資料代・税込) ※各種会員割引あり
書籍代:3,000円(税込)

13:00～17:00 (受付開始は30分前です)

会場 TAP高田馬場

定員 60名

講師紹介



たかはし やすし
高橋 安志氏 税理士法人安心資産税会計 代表社員
税理士

1951年山形県大石田町出身。中央大学卒業。1983年税理士登録。

税理士、公認会計士および銀行等の行員や顧客を対象にしたセミナーの講師として活躍。税理士業界の雑誌などの執筆も多数。相続資産税特化型の事務所として実務を多数手がけている。平成7年以来、小規模宅地に関する書籍を合計10冊執筆している。

【著書】『事例で理解する！小規模宅地特例の活用』／『図解/よくわかる小規模宅地特例のすべて』／『事例にみる相続時の土地評価と減価要因』共著／『徹底解説Q&Aよくわかる小規模宅地特例110問110答』他計24冊

【メディア出演】TV朝日「モーニングバード」／TV埼玉・千葉・神奈川「マチコミ」(準レギュラー)／TV埼玉CM

ごあんない

小規模宅地の評価特例については、相続税の税負担に及ぼす影響が大変大きいことから、いまや税理士などの専門家以外の一般の相続人にもよく知られた制度となりました。

しかし、その制度・適用要件は難解であり、専門家でも悩む事例が数多くあるのが実情です。さらに、平成31年度の税制改正において、「個人版事業承継税制」が創設され、そこでは小規模宅地特例との選択適用となったことで、事業承継の実務においても今まで以上に小規模宅地等の特例の正確な知識と判断が求められることになりました。そこで、本講座では、平成31年度税制改正の重要ポイントを取り上げつつ、小規模宅地特例の最新活用法について分かりやすく解説いたします。

講座内容

① 相続税における小規模宅地等の特例の概要

- (1) 適用要件を正しく理解する
- (2) 相続発生前の要件を満たさなければ、制度の入り口に入れない
- (3) 小規模宅地の特例が使える相続人の範囲

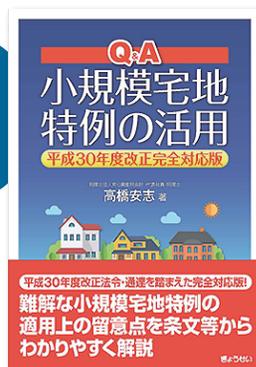
② どのような土地なら適用されるのか

- (1) 特定対象宅地等 「小規模宅地の特例」と「地積規模の大きな宅地」の関連性
- (2) 分割要件・継続要件 遺産分割争いで申告期限までに継続要件に該当しない場合
- (3) 特定事業用宅地等
「平成31年度税制改正」における変更点 申告期限までに用途や建物に変更があった場合
- (4) 特定居住用宅地等
- (5) 俗称「家なき子」とは
- (6) 二世帯住宅の場合
- (7) 被相続人が入院や老人ホームに入所していた場合
- (8) 特定同族会社事業用宅地等

- ① 社宅の敷地の取扱い ② 「通常の地代」と「相当の地代」による貸付の取扱い ③ 「無償変換届出」について
- (9) 貸付事業用宅地等 駐車場は小規模宅地の特例を受けられるのか

③ 「小規模宅地の特例」と「個人版事業承継税制」、 どちらを適用すべきかの判断基準

使用
テキスト



Q&A 小規模宅地特例の活用
～平成30年度改正完全対応版～
(ぎょうせい) 高橋 安志 著

※平成31年度改正に関しては、
別途テキストをご用意致します。

会員割引

- ※1 無 料:東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用
- ※2 20%off: TAP実務家クラブ会員

セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。➡

TAP 実務セミナー 🔍

